

OGORI NEWS

➔ 【住民税均等割のみ課税世帯(10万円)+こども加算(5万円)】給付金の申請は、6月28日(金)まで



申問 福祉課給付金担当(東別館1階) ☎72-2111

対象と思われる世帯に対し、必要書類を送付しています。該当する人は、手続きをしてください。

均等割のみ課税世帯(10万円)

対象 基準日(令和5年12月1日)時点で、小郡市に住民登録があり、令和5年度住民税が「均等割のみ課税者の世帯」または「均等割のみ課税者と非課税者の世帯」



こども加算(児童1人あたり5万円)

対象 上記「均等割のみ課税世帯」に該当する子育て世帯
※世帯全員が住民税均等割課税者の税法上の扶養に入っている場合は対象外

OGORI NEWS

➔ 児童手当現況届の提出は、6月28日(金)まで



申問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

児童手当現況届は、毎年6月1日時点の状況(前年の所得、児童の養育状況など)を把握し、6月分以降の児童手当等の支給の可否を審査するためのものです。

現況届の提出が必要な人に、6月上旬に案内文書を送付します。

※公務員の方は、職場にお問い合わせください

提出方法 郵送・窓口・マイナポータル

令和4年度から現況届の提出は、原則不要になりました

OGORI NEWS

➔ 7月29日から、子ども育成課があすてらすに移転します

問 子ども育成課医療・手当係 ☎72-2111

子ども施策に関する窓口をあすてらすに集約するため、現在、北別館1階にある子ども育成課の執務室を7月29日からあすてらすに移転します。

取扱業務 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、未熟児養育医療費助成、放課後児童健全育成事業(学童保育)、青少年事業、二十歳のつどい

学童保育の入所手続は、引き続き北別館1階のNPO法人学童保育おごり事務局で受け付けます

OGORI NEWS

➔ 小郡市競争入札参加資格の審査申請



申問 財政課契約・管財係(本館2階) ☎72-2111 ☎838-0198 小郡市小郡255-1

受付期間 6月3日(月)~28日(金)

対象 市内の①建設業者②建設工事付帯業務事業者(コンサルタントなど)
③物品購入・役務提供関係事業者

※②③は、令和5年度に登録済みの業者で、変更のない場合は手続不要

提出書類 申請要領を参照(窓口・市ホームページで取得できます)

申込方法 郵送

OGORI NEWS

市県民税の定額減税が実施されます

問 税務課市民税係 ☎72-2111

申請
不要

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、令和6年度の市県民税において、定額減税が実施されます。

対象 市県民税所得割の納税義務者
(前年の合計所得金額が1,805万円以下の人)
※非課税の人、均等割のみ課税される人は対象外

減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
(例) 配偶者と子2人を扶養に入れている場合
4人×1万円=4万円

減税しきれない場合は、補足給付金が支給されます。対象者には、夏以降に申請書を送付します。

減税方法 市県民税の納付方法により異なります。
6月に送付する納税通知でご確認ください。

OGORI NEWS

森林環境税(国税)の課税が始まります

問 税務課市民税係 ☎72-2111



温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保するための「森林環境税(国税)」の課税が、令和6年度から始まります。

対象 国内に住所を持つ個人
※市県民税が非課税の人は課税されません

税額 年額1,000円

徴収方法 市が、市県民税(均等割)と併せて徴収

令和5年度まで

市県民税(均等割)
5,500円

令和6年度から

森林環境税
1,000円市県民税(均等割)
4,500円

OGORI NEWS

税金などの支払いが、セルフ収納機で行えます

問 会計課会計係 ☎72-2111

税金などの支払いがセルフ(非対面処理)で行える「税公金セルフ収納機」を本館1階に設置しました。機器を操作し、支払いから領収書の発行までご自身で行えます。

利用時間 8時45分～16時 指定金融機関窓口は、12時～13時の間、閉鎖します

設置場所 本館1階会計課の指定金融機関窓口前

利用できる納付書 コンビニ収納対応のバーコードが記載された納付書

〔市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者
医療保険料、介護保険料、公営住宅使用料、下水道使用料〕

職員が操作方法を
サポートします。
お声掛けください。



支払いは「現金」のみ。期限が切れた納付書は、担当課で再発行してください。

地方税がオンラインで支払えます 問 収納課収納係 ☎72-2111

eLマークがある納付書は、「地方税お支払いサイト」や「スマホ決済アプリ」が利用できます。

対象の納付書 固定資産税、軽自動車税(種別割)、市県民税(普通徴収)、
国民健康保険税(普通徴収)



eLマーク

地方税お支払い
サイト

OGORI NEWS

➔ 入籍のカップルに ウエディングフォトをプレゼント

申問 ララチャンスベルアミー鳥栖 ☎81-2530

市役所で入籍のカップルに、プロカメラマンによるウエディングフォトをデータでプレゼントします。また、7月7日の七夕に入籍の人には、市役所での記念写真データとオリジナル婚姻届受理証明書をプレゼント。

この取組は、市と包括連携協定を結ぶ、アイ・ケイ・ケイホールディングス(株)との合同企画の一環です。

対象 令和6年2月7日～7月7日に市役所へ婚姻届を提出のカップル

申込方法 申込フォーム
申込締切 6月30日(日)

定員 3組(抽選)



申込フォーム



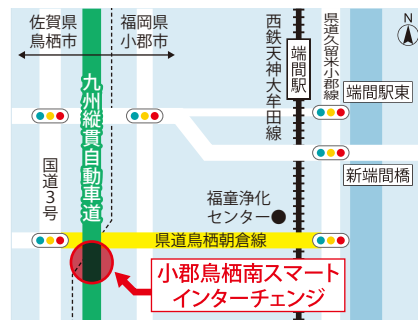
OGORI NEWS

➔ 小郡鳥栖南スマートインターチェンジが開通します

問 都市整備課道路係 ☎72-2111

小郡鳥栖南スマートインターチェンジ(E T C専用)が、6月9日(日)16時に開通します。

本スマートインターチェンジが開通することで、交通利便性の向上や周辺地域の交通混雑緩和が図られます。また、物流の効率化や周辺地域の開発、交流人口の増加など、さまざまな効果が発揮され、さらに災害時の支援強化や医療サービスの向上などは、九州各地への波及効果が期待できます。



OGORI NEWS

➔ 小郡市成年後見支援センターを開設しました

問 小郡市社会福祉協議会 ☎73-1120

成年後見制度の活用を支援し権利擁護を推進するため「小郡市成年後見支援センター」を開設しました。住み慣れた地域で安心して暮らせるように、相談・支援を行います。お気軽にお越しください。

受付日時 平日の9時～17時 ※祝日、年末年始を除く **会場** 社会福祉協議会(あすてらす1階)

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の日常生活を、法律的に保護し支援する制度です。

4月から「小郡市成年後見制度利用促進基本計画」を施行しました

平成28年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、身上保護の重視や自己決定権の尊重に向けた基本理念及び基本方針が定められました。これを踏まえ、市は成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを定めた「小郡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、4月から施行しました。

OGORI NEWS



【国保加入者対象】

人間ドック費用の一部を助成します



問 国保年金課国保係 ☎72-2111

小郡市の国民健康保険の加入者を対象に、指定医療機関で受ける人間ドックの費用の一部を助成します(特定健康診査項目分)。対象者には6月中旬ごろに特定健康診査受診券と案内を送付します。

対象 小郡市国民健康保険加入者で、次のいずれかに該当する人

①40～74歳

②令和6年度に75歳になる人(ただし75歳の誕生日前日までに人間ドックを受けること)

実施期間 7月1日(月)～令和7年3月31日(月) ※休診日を除く

受診時に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 特定健康診査受診券(黄色)
- 人間ドックにかかる費用(通常の間ドックの料金から、特定健康診査の料金を差し引いた金額です。詳しくは、受診医療機関にお問合せください)

指定医療機関

市内医療機関

- 嶋田病院健診センター
- 聖和記念病院
- 新古賀リハビリテーション病院みらい

市外医療機関(全12か所)

- 新古賀クリニック
- 聖マリアヘルスケアセンター
- やまうちクリニック
- 久留米総合病院 他

OGORI NEWS



後期高齢者医療のお知らせ

問 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111

新しい後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在の被保険者証(うす緑色)の有効期限は、7月31日です。8月1日から使える被保険者証(水色)を7月下旬に特定記録郵便で送付します。簡易書留を希望する人は、6月28日(金)までにご連絡ください。



次回から、被保険者証を廃止します

今回送付する被保険者証(水色)の有効期限をもって、被保険者証を廃止します。

また、12月2日以降に転居などで被保険者証の内容に変更があった場合は、変更月以降、使用できなくなるのでご注意ください。

廃止後は、マイナ保険証を使用するか、市が送付する資格確認書を使用してもらう予定です。

後期高齢者医療の限度額適用認定証、

限度額適用・標準負担額減額認定証も8月に更新です

現在の認定証の有効期限は、7月31日です。既に認定証を持っている人で、引き続き認定証の対象となる場合は、8月1日から使用できる認定証を7月下旬に送付します。

認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、申請が必要です。次のものを持参し、手続きしてください。

持参物 被保険者証、入院日数が確認できる領収書(区分Ⅱで90日を超える入院のとき)

※対象は、区分Ⅰ、区分Ⅱ、現役並みⅠ、現役並みⅡの人です

※区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証は、保険証と別便で送付します

被保険者証の自己負担割合

負担区分と要件	医療費負担割合
現役並み 住民税課税所得145万円以上	3割
一般Ⅱ (※) 住民税課税所得28万円以上	2割
一般Ⅰ 住民税課税所得28万円未満	1割

※詳しくは、保険証に同封のパンフレットをご覧ください

OGORI NEWS

国民健康保険被保険者証を送付します

問 国保年金課国保係 ☎72-2111



8月1日から使用できる国民健康保険被保険者証を、特定記録郵便で送付します。

特定記録郵便とは、郵便物の引き渡し状況が記録されるサービスです。被保険者証は郵便受けに投函されます。(受領印の押印や署名の必要はありません)

※簡易書留を希望する人は、6月25日(火)までに国保年金課にご連絡ください

配達期間 7月中旬～31日(水)

OGORI NEWS

国民健康保険税の納税通知書を送付します

問 国保年金課国保係 ☎72-2111

令和6年度の国民健康保険税(以下国保税)の納税通知書を7月中旬に送付します。国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。世帯主自身は他の健康保険に加入していても、世帯内の加入者分をまとめて納付します。

※国保税の軽減措置を受けるには、世帯主と被保険者の所得を正しく申告する必要があります。前年中に収入がなくても申告をしてください

令和6年度の変更点

- 賦課限度額が引き上げられます。
(後期高齢者支援分22万円→24万円)
- 2割軽減、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準が見直されます。詳細は7月中旬に届く納税通知書をご確認ください。

国保税の納付が難しい人へ

疾病・負傷、失業・廃業などの影響で納付が難しい人は、納税の猶予や税の減免を受けられる場合があります。まずはご相談ください。

OGORI NEWS

フードドライブにご協力ください

問 生活環境課リサイクル推進係(南別館1階) ☎72-2111

この旗が目印!



フードドライブとは、家庭で使いきれなくなった未開封の食品を取りまとめて、フードバンクなどを通じて食品を必要としている人に提供する活動です。集まった食品は、フードバンク小郡を通じて支援を必要とする人たちへ届けられます。

食品ロスは、資源の無駄遣いだけでなく、焼却処理に伴う二酸化炭素の排出や焼却後の灰の埋め立てなど、環境への負荷につながります。環境のためにもフードドライブにご協力ください。

受付日時 6月17日(月)～21日(金) / 8時半～17時

受付会場 生活環境課

受付できる食品

- 未使用・未開封のもの
- 常温保存が可能なもの
(例) お米・小麦粉・乾麺、レトルト食品・インスタント食品、調味料・食用油・のり・ふりかけ、缶詰・ビン詰、菓子類・粉ミルク・離乳食、飲料(ジュース・お茶・コーヒーなど)
- 食品表示があるもの
- 賞味期限が1か月以上あるもの

受付できない食品

- 生鮮食品
- アルコール飲料
- 冷蔵・冷凍食品
- 食品表示・賞味期限の記載のないもの